

# とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例

私たちの社会は、科学技術の貢献などによって、日常生活の利便性や快適性が向上するなど、総じてくらしの豊かさを実感できるものとなっている。

しかし、食品の安全性や信頼性を損なう事態の発生などを背景として、県民の食に対する関心が一層高まってきており、生命と健康の源である食の安全・安心を確保することは、私たちすべての強い願いである。

私たちが住む栃木県は、首都圏の一翼を担う地勢の優位性を持ち、全国有数の豊かな農業生産を展開し、本県はもとより首都圏の食料基地として大きく貢献するとともに、食に関する産業が地域経済において重要な役割を果たしている。

こうした特色を持つ本県において、食品の生産から消費、さらには、廃棄、再生利用に至るすべての関係者及び県民が、食の安全・安心・信頼性の確保に関して、それぞれの立場でその責務と役割を果たすことは、極めて大きな意義を持つものである。

ここに、県民の総意として、生命と健康の源である食と農に対する理解を深めながら、食の安全・安心・信頼性を確保することを決意し、この条例を制定する。

(前文)

## 条例の基本的な考えかた

### 県民の健康の保護

#### 目的(第1条)

基本理念を定め、県及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにする

県の施策の基本となる事項を定めることにより、食品の生産・加工・流通・消費・廃棄・再生の各般にわたる施策を総合的かつ計画的に推進する基本理念を定め、県及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにする

#### 基本理念(第3条)

1. 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に県及び事業者において必要な措置が講じられること
2. 本県の食文化や食習慣を踏まえた食と農に対する理解を促進させる活動及び食育の積極的な推進によって、県、事業者及び県民がそれぞれの責務若しくは役割を果たし、又は相互の信頼の下に取り組むこと
3. 科学的知見に基づき、県が国及び市町村と連携協力を緊密にして適切な施策を講ずること
4. 県及び事業者における積極的な情報の公開並びに県民との意見の交換、公表等による情報の共有化を推進して共通認識の形成を図ること
5. 食品の生産の方法及び流通の過程において、循環型社会の視点に配慮すること

### 各主体の責務・役割

#### 県の責務(第4条)

食の安全・安心の確保のため、基本理念にのっとり、食品の生産から消費に至る行程の各般に応じて総合的かつ計画的な施策を講ずる

#### 事業者の責務(第5条)

1. 基本理念にのっとり、食品の安全・安心の確保に関して、第一義的責任を有することを認識して、その事業活動を行う。
2. 消費者が食品の選択をするに際して重要である食品の表示を正確かつ適切な表示に努めることにより、県民の信頼を損なうことのないようにその事業活動を行う
3. その事業活動を行うに当たっては、食品の安全・安心の確保を常に念頭におき、事業活動の改善及び向上に努める
4. 県が実施する食品の安全・安心の確保に関する施策に積極的に協力する

#### 消費者の役割(第6条)

1. 基本理念にのっとり、食品の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、県の行う施策若しくは事業の展開に参画し、意見を表明し、又は情報を提供することにより、積極的にその役割を果たすよう努める
2. 常に自らが、食品による危害の被害者又は加害者となり得ることを認識し、食品の生産・消費・再生等に関わるよう努める

#### 環境への配慮(第7条)

食品の安全・安心の確保に当たっては、食品の生産・消費・再生等において、社会環境の変化、化学物質の出現等による環境への負荷が増大されてきている現実を認識して、環境への負荷の軽減に努める等環境に及ぼす影響について配慮しなければならない

## 県民の声を施策に反映 ~ 食品の安全に関する申出と提案 ~

### 危害情報の申出制度(第17条)

- 県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手した場合は、県に対して適切な対応をするよう申出をすることができます
- 県は、申出に係る事実を確認するために必要な調査を行い、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、必要な措置を講じます
  - ・ 申出は電話、FAX、電子メール、郵送等で受け付けます。
  - ・ 下記連絡先または「食品による健康危害情報の申出制度」ホームページで表示される電話及びFAX番号・電子メールアドレスにご連絡ください
  - ・ 事実確認のための調査が必要となりますので、申出の際は、その内容及び理由のほか、お名前・ご住所と電話及びFAX番号・電子メールアドレスなどの連絡先をお知らせください(お知らせいただいた個人情報、申出内容に関する県機関からのご連絡以外には一切使用しません)

食品による健康危害情報の申出制度ホームページ <http://www.pref.tochigi.jp/shokuhin/jourei/safety/notify.html>

### 施策の提案制度(第19条)

- 県内に住所を有する者及び県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、県に対し、食品の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に係る県の施策について、制度の新設若しくは改廃又は制度運用の改善の措置を講ずるよう提案をすることができます
  - ・ 「食品の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に関する施策提案書」に必要事項をご記入の上、郵送等で下記までお届けください
  - ・ 「食品の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に関する施策提案書」は下記ホームページからダウンロードしてご利用いただけます

食品の安全に関する施策の提案制度ホームページ <http://www.pref.tochigi.jp/shokuhin/jourei/safety/proposal.html>

どちらの制度も公益を図る目的でこれを利用する責任を負うものと規定されています

## 条例に定める食の安全・安心・信頼性の確保に関する施策等

- 食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本的な計画の策定(第8条)
- 安全で安心な食品の生産及び供給の体制の確立に関する施策(第9条)
- 食品の安全性、食品表示の適正化等についての監視、指導及び検査に関する施策(第10条)
- 関係者間の情報の共有及び県民と事業者との相互理解の促進に関する必要な施策(第11条)
- 試験研究体制及び緊急の対処に係る体制の整備に関する必要な施策並びに国等と連携の強化(第12条)
- 県民参加の促進に関する必要な施策及び県民の意見を求めるための措置(第13条)
- 食の安全・安心・信頼性の確保に関する専門的な知識を有する人材の育成(第14条)
- 食品の安全性及び信頼性に関する事業者が行う基準の設定並びにその公開並びにそれらの促進のための措置(第15条)
- 食育の普及啓発のための食に関する教育等の推進及び地産地消の推進のための措置(第16条)
- 食の安全・安心・信頼性の確保に関して講じた施策の議会への報告及び県民への公表(第18条)
- とちぎ食の安全・安心推進会議の設置(第20条)



とちぎ 食の安全・安心

<http://www.pref.tochigi.jp/shokuhin>

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20

栃木県保健福祉部生活衛生課

TEL 028-623-3114 FAX 028-623-3116

e-mail: eisei@pref.tochigi.jp